

小規模特別養護老人ホーム 第二・第三やはぎ苑入所指針

1 目的

この指針は、小規模特別養護老人ホーム第二・第三やはぎ苑（以下「施設」という。）の入所に関する基準を定めることにより、入所申込みが増加している状況の中で、入所の必要性の高い入所希望者を優先的に入所させるという観点から、入所に係る申込手続及び入所の決定方法を明確にすることにより、入所決定過程の透明性及び公平性を確保し、入所の円滑な実施に資することを目的とする。

2 入所の対象となる方

(1) 入所判定対象者

入所判定の対象となる者は、入所希望者のうち、要介護3から要介護5までの要介護者とする。ただし、要介護1又は要介護2の者であっても、(2)に該当する場合は、特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）を認めるものとする。

(2) 特例入所の要件

特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、以下の事情を考慮する。

ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

イ 知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。

ウ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

(3) 地域密着型特別養護老人ホームの入所者

地域密着型特別養護老人ホームの入所者は、上記(1)の入所判定対象者のうち、岡崎市指定地域密着型サービス事業所指定要綱第3条各号のいずれかに該当する者とする。

3 入所申込み・受付

(1) 入所申込み

施設への入所申込みは、入所申込書（参考様式1）及び調査票（参考様式2）を参考として施設が定めた入所申込書（以下「申込書」という。）により行う。特例入所申込みにおいては、申込書に担当の介護支援専門員の意見書（様式1）を添付するものとし、意見書の添付がない場合は、入所希望者又はその者の状況を的確に把握している家族等（以下「申込者」という。）から聞き取りを行い、必要に応じて参考とな

る資料の提示を求める。

(2) 受付

ア 受付時の対応

入所申込みの受付に当たっては、申込者等と面接するなど、入所希望者等の状況把握に努めることとし、市町村等に対する申込内容についての情報提供及び照会に関して同意を得るとともに、入所の決定方法等について説明を行い、申込書の「同意及び説明確認欄」に署名を受けることとする。

イ 受付後の対応

(ア) 施設は、申込書を受理した場合は、入所申込受付簿（様式2）にその内容を記載し、その後の経過を明らかにする。

(イ) 施設は、特例入所申込みを受け付けた場合、入所判定が行われるまでの間に、岡崎市に対して報告（様式1）を行うとともに、当該入所希望者が特例入所対象者に該当するか否かの判断に当たって適宜その意見を求めることができる。

(ウ) 岡崎市は、上記(イ)の意見の求めに応じ、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅等における生活の困難度の聴取の内容なども踏まえ、施設に対して書面により適宜意見を表明する。

ウ 変更の届出義務

申込者は、申込後、要介護度あるいは介護者の変更、若しくは介護保険施設等への入所など、入所申込書の内容に著しい変更が生じた場合は、施設へ変更内容を連絡しなければならない。

4 入所決定の手続

(1) 入所判定委員会の設置

各施設は、入所の決定に係る委員会又は会議（以下「入所判定委員会」という。）を設置し、合議制により入所の優先順位の決定を行う。

ア 入所判定委員会の構成

入所判定委員会は、施設長・生活相談員・介護主任・看護主任・介護支援専門員等で構成することとし、あわせて施設職員以外の第三者の参加を求めることが望ましい。

イ 入所判定委員会の開催

入所判定委員会は、必要に応じて開催する。

ウ 入所判定委員会の運営

入所判定委員会は、5（1）で定める評価基準に基づき、入所の必要性の高い者の優先順位を決定し、「優先入所対象者名簿」を作成する。

エ 入所の決定

入所判定委員会は、空床が生じた場合、受入条件（男女の別、認知症の程度、その他施設の処遇上の事情など）を判断した上で、申込者の意思確認を行い、入所者の決定を行い、その旨申込者に通知する。

オ 記録の保管・開示

(7) 入所判定委員会は、審議の内容（上記3(2)イ(ウ)の岡崎市の意見を含む。）を記録し、これを2年間保管しなくてはならない。

(4) 施設は、申込者から請求があった場合、当該申込者に関する記録を開示するように努めるとともに、岡崎市からの求めがあったときは、記録を提出する。

(2) 委員の守秘義務

委員は、業務上知り得た申込者等に関する個人情報を漏らしてはならない。また、委員の職務を退いた後も同様とする。

5 入所の必要性を評価する方法

(1) 評価基準

施設は、申込書及び面接等で知り得た情報を基に、次の評価基準により入所の必要性を判断する。

評価項目	評価の目的	評価基準
入所希望者の心身状況	<p>常時、介護の必要性があるか。</p> <p>家族や介護者への日常生活への影響度の評価</p>	<p>常時の介護が必要である。</p> <p>認知症等を原因とする問題行動があるため、介護者が日常生活を送る上で支障がある。</p> <p>(事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の自立度が低く、生活全般（食事・排せつ・入浴等）にわたる世話が必要な場合 ・頻回の徘徊、対人トラブルなど認知症による不適応行動やコミュニケーションに困難がある場合
家族、介護者の状況	<p>在宅生活に必要な家族の介護力の評価</p>	<p>家族等の介護者がいない。</p> <p>あるいは</p> <p>介護者が病気等の事情により介護が困難である。</p> <p>(事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人が独り暮らし、又は介護者はいるが入院・高齢・持病・複数介護・共働き・育児等により介護が困難
在宅生活の困難度の状況	<p>在宅サービスの利用による、あるいは居住する住宅事情により生活を継続する</p>	<p>在宅サービスの利用状況、あるいは居住環境及びその他の事情により在宅生活を継続することが困難である。</p> <p>(事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣に在宅サービス事業所が無く、利用が困難であ

	困難度の評価	る。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院等の入院患者等で帰る家や居住する場所が無い場合 ・ 住居が狭い、又は住宅改修ができない場合
--	--------	--

(2) グループ分け

上記(1)の評価基準の該当項目に基づき、入所希望者を次の3グループに分類する。

Aグループ	Bグループ	Cグループ
全3項目に該当	2つの項目に該当	1つの項目に該当

(3) 優先順位

入所判定委員会は、A、B、Cのグループ順に入所判定するものとし、グループ内の順位は申込順とする。なお、Aグループに分類される入所希望者が年間標準退所者数より多数となる場合、順位付けはAグループのみについて行い、B・Cグループについては行わない。

6 特別な事由による優先入所

上記にかかわらず、次の場合は、入所判定委員会の決定によりAグループの最上位に位置させることができる。

(1) 岡崎市から入所依頼があった場合

老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づく措置入所依頼など、岡崎市が緊急入所の必要性を認め、入所依頼があった場合

(2) 3ヶ月超入院後の再入所

入所者が3ヶ月を超えて入院し、若しくは3ヶ月超の入院となる見込みのため入所契約が解約された場合で、快復し退院できることになったが在宅生活が困難な事情があり、施設での生活が可能な場合

(3) 緊急性が認められる場合

介護者が死亡、又は心身状況が急に悪化するなど、直ちに施設入所を必要とする場合（ただし、医療機関、総代、民生委員等の第三者機関の証明を要する。）

7 入所辞退者の取扱い

申込者の都合による入所辞退の申出があった場合、当該入所希望者の順位は、原則として、辞退の申出があった時における該当グループの最下位とする。

8 退所

施設は、入所した者が次のいずれかに該当する場合は、その者の心身の状況や退所後の環境等を十分に検討した上で退所を決定するものとする。この場合において、施設は、退所者や家族へ精神的ケアや介護技術の指導など必要な支援を行うよう努める

ものとする。

- (1) 要介護認定において、要介護3以上であった者が、要介護1又は要介護2と認定され、かつ、2(2)の特例入所の要件に該当しない場合
- (2) 要介護認定において、自立、要支援1又は要支援2と認定された場合
- (3) 6の特別な理由による優先入所をした者が、その特別な事由がなくなった場合

9 入所希望者等への説明責任

申込者から入所選考に関する説明を求められた場合に、適切に対応できるよう、責任者あるいは窓口を明確にしておくとともに、説明を求められた場合には、選考方法やその結果について説明を行い、十分理解を得るよう努めるものとする。

附則

この指針は、平成24年1月1日から施行する。

附則

- 1 この指針は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日までに申し込んだ入所希望者については、7の入所辞退者の取扱いは適用しない。

附則

この指針は、平成29年2月1日から施行する。